

様式9

年 月 日

(あて先) 津市農業委員会会長

住所

氏名 (又は名称)

農地転用許可後の工事等進捗状況 (完了) 報告について (第 回分)

さきに、農地法第 条第 項の規定により転用許可になりました土地の工事等進捗状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可指令番号 津市農委指令 第 号
- 3 転用許可地の所在
- 4 事業面積
- 5 事業目的
- 6 建設計画 着工 (予定) 年 月 日
完了 (予定) 年 月 日
- 7 工事進捗状況

(記載注意)

工事進捗状況は詳細に記載し、記載事項を証明できる配置図及び写真等を添付すること。
なお、建設工事が当初計画どおり進捗していない場合は、(遅延又は未着工)はその理由及び今後の見通しを具体的に記載すること。

完了の場合は工事進捗状況欄に完了年月日を記載する。

農地転用許可を受けられた皆様へ【裏面参照】

農地転用行為を行う際には、以下のことについてご留意ください。

- 1、 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工・完了の時期、被害防除措置等）に従って事業を実施してください。
このほか、一時転用許可を受けられた方は、転用許可期限内に農地に復元を終えてください。
- 2、 事業計画に従った転用目的の達成が困難となった場合には、事前に農業委員会にその理由、変更する内容を連絡し、その指示に従ってください。
- 3、 農地転用部分の増減を伴わない（建築物、工作物の配置の変更や面積の減少、使用機器の変更など）軽微な変更で、周辺の営農状況・農業用施設に支障を及ぼさないときは、事業進捗状況報告に変更届を添付し、提出してください。
- 4、 許可を受けた転用目的が達成されるまでの間、許可の日から3ヶ月及びその後1年毎に転用の進捗状況報告を農業委員会に提出してください。
また、転用目的が達成されたときは、速やかに進捗（完了）状況報告書を農業委員会に提出してください。
- 5、 許可を受けた転用計画と異なる目的での工事施工、進捗状況や完了報告の未提出は農地法違反となり、原状回復等の措置を講ずる命令の対象及び刑事罰の対象となる場合がありますのでご注意ください。

津市農業委員会